

# 第5回北区環境審議会議事要旨

日時：平成20年1月10日（木）14：00～16：00

場所：北区役所 第一庁舎4階 第二委員会室

## 【出席者】

### <委員>

丸田頼一会長

小倉紀雄副会長

相羽真知子委員

三浦正久委員

小関和幸委員

清正浩靖委員

磯武福臨時委員

常慶隆一臨時委員

吉川正人委員

田口重子委員

岸田辰夫委員

山中邦彦委員

風間秀樹委員

内田進午臨時委員

古里明瑠委員

原芳子委員

永沼正光委員

福島宏紀委員

鈴木將雄臨時委員

園部孝夫臨時委員

### <幹事>

長田聖次環境課長

佐藤信夫道路公園課長

### <事務局>

環境課環境推進係

## 【次第】

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

(2) 路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について

4. 閉 会

## 【傍聴人】

傍聴人 5 名

## 【発言要旨】

### < 議 事 >

#### (1) 「北区地球温暖化対策地域推進計画」の策定について

○事務局 今回配布した資料「北区地球温暖化対策地域推進計画(案)」(以下、本計画とする。)では、パブリックコメント及び庁内の各関係部署による意見や指摘に基づいて、追加・修正をし、また、表現のわかりにくい部分についても修正を加えたものである。まず、本計画の背景と意義については、地球温暖化の仕組み、温室効果ガスの説明、海面水位の上昇、京都議定書の概要、ヒートアイランド現象等をパブリックコメントに沿って追加・修正した。また、温室効果ガス削減の具体的プログラムも同様にいただいた意見をもとに追加・修正を加えた。重点施策についても、省エネ設備導入時の補助事業について、遮熱性塗装の導入について記述し、環境基本計画の目標の一つである環境大学の事業について加えた。次に、計画の推進体制について、パブリックコメントの意見をもとに、(仮称)北区地球温暖化対策地域協議会(以下地域協議会とする。)を設立し、計画部門と推進部門を分けた。そして進行管理スケジュールは、地域協議会の推進体制と関わるため、削除した。また、パブリックコメントでは、11名の方から51件の意見をいただいている。その意見の中で、緑化に対する意見をいただいているが、本計画はCO<sub>2</sub>排出量削減に重点を置いており、建築物の省エネルギー化の観点から、屋上緑化などは盛り込んでいるが、公園の緑化等については区の緑化計画等の中で推進していきたいと考える。環境学習の意見について、民間会社や経験者、有識者を活用してほしいといただいております、環境大学の中で、協働に努めていきたい。次に、コミュニティバス及びバリアフリーについても、すでに関係部署で取り組んでいるとのこと。レンタサイクルについても意見をいただいているが、実施後に撤退した団体もあり、慎重になる部分である。計画の推進体制についての意見では、区民及び事業者が計画部門に入っていないという意見をいただき、先ほどの説明のとおり、地域協議会の設置を盛り込んだ。最後に、わかりにくい語句の指摘もいただいております、巻末に語句説明を加えたい。

○会長 ご意見を伺いたい。

○委員 冒頭の産業の発展が1970年代以降とあるが、その前からでもよいのでは。

○事務局 指摘のとおり、限定しないかたちで訂正したい。

○委員 温室効果ガスそのものが温度を上昇するわけではないので、表現の仕方を工夫してほしい。また、温室効果ガス削減プログラムにある施策の体系で、各主体の順序を整理すべき。例えば管理体制等の施策が最初に来てよいのでは。

○事務局 ご指摘のとおり訂正したい。

○委員 私は実際アラスカ北部の極地圏へ入ったが、北極というのは北極海だけではない。また、そこでは相当の陸地の氷が減っている。北極だけ削らなくてもよいのでは。

○会長 パブリックコメントの主張もあり、もう一度事務局で確認してほしい。

○事務局 ここでは北極の氷と併記すれば、北極海の氷自体は解けても海面には影響はないというところで誤解される可能性があることから「南極などの極地方」と記述しており、間違いではないことは認識している。表現の仕方でもう一度事務局にて検討したい。

○委員 温暖化対策の方向性について、もう少し区の各部局で推進するというイメージを記入したほうがいいのでは。

○会長 今までの手続きの中で、まとめた上で、区民より公募意見をいただいている。大幅な変更よりも、区の実施計画の部分で加えた方がよりいいと考える。

○委員 エアゾールという用語が記載しているが、エアロゾルの方が正しいのでは。また、エーロゾルという言葉もでており、もう一度確認をしてほしい。

○会長 それでは、次の議題にまいります。ご出席いただいた臨時委員の方はご審議ありがとうございました。

## (2)「(仮)北区路上喫煙の禁止等に関する条例」の制定について

○事務局 条例での変更点を説明する。路上喫煙の定義では、言い逃れを防ぐために、火のついたたばこを所持することと定義づけた。また、区民等・事業者・関係行政機関の責務に「条例の目的を達成するために」という文言を加え、区民等・事業者の責務については、「周辺環境の清潔保持に努めなければならない」とさらに加えた。次に、パブリックコメントにおいて区内全域を路上喫煙禁止にしてほしいという意見があったが、歩行喫煙を全面禁止している区は新宿区のみであり、そこはすべてが繁華街である。北区の状況を考えて、人が多く集まる地域のみを禁止の地域としたい。次に、過料についての意見として、1万円では高いという意見があり、2千円と修正した。また、条例とは別に、「路上喫煙の禁止等に関する条例の実施に関する考え方(案)」を示す。重点地域について、資料の数字のとおり、田端、王子、赤羽駅の3箇所としたい。駒込の利用客も多いのだが、豊島区と隣接しているため、除外した。喫煙場所については、重点地域内に各々2、3箇所、受動喫煙の被害などに配慮して設置し、次年度以降は、必要に応じて設置していく。

○委員 「路上喫煙の禁止等に関する条例の実施に関する考え方(案)」の今後の取り扱いはどうなるのか。また、その中の「5. 過料」の部分で、「過料規定による抑止効果を期待して」とあるが、結局脅しのようなかたちであり、配慮していただければ。

○事務局 取り扱いについては、条例の考え方と併せて答申としたい。過料については、本格的にとっているところは千代田区のみであり、キャンペーンのみで対応できればそれが一番よ

い。審議会の中で決めていただければ。

○会長 過料規定の挿入部分についてご意見ありますか。過料規定の部分は削らしていただいてよいか。

○委員 (了解)

○委員 喫煙場所について、鉄道内を想定しているのか。手前の道路を想定しているのか。次に、事業者の責務のところ、周辺というのはどのあたりまでなのか。教えていただきたい。

○事務局 喫煙場所については、JRの構内に設置するところがあれば設置したい。他にも道路や公園にも設置できればしていきたい。今後、次回の審議会までにはJRに交渉していく。また、事業者周辺という場所については、具体的なものは示していない。

○委員 先ほどの「実施に関する考え方」の過料の意見についてだが、あくまでもキャンペーン等で個人のモラルに訴える方法もあるので、過料規定を設けたという意味で、文書の工夫でなんとかなるのでは。

○会長 「当面は、」という文言もあり、丁寧に追わないでもよいのでは。

○委員 既に、条例に過料は「処することができる」とあるので、実施に関する考え方で載せなくても良いのでは。

○会長 文言については事務局にて改めて考えてほしい。それでは、若干の修正を事務局にて、まとめていただきたい。

#### <今後のスケジュール>

○事務局 第6回の審議会は1月30日(水)に予定しており、その中で両議題について答申ができればと考えている。また、2月1日(金)にはパブリックコメントの結果を公表したい。